

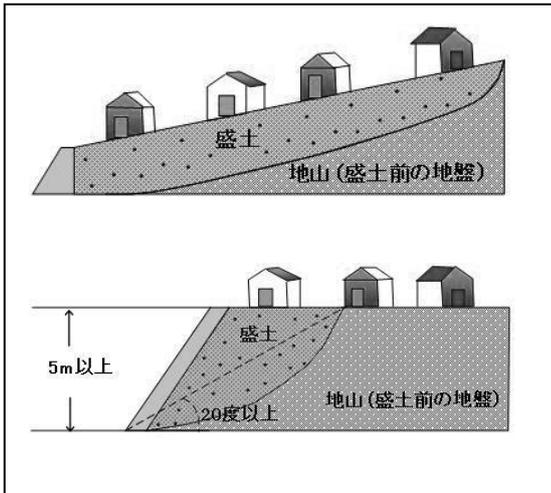
# ハザードマップのあり方と黒潮町の取り組み

西 田 隆 二

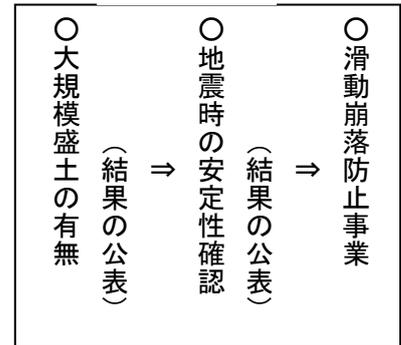
## 1 大規模盛土造成地マップ

- ・ 谷埋め型大規模盛土造成地 盛土の面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上のもの
- ・ 腹付け型大規模盛土造成地

2006年 宅造法改正 京都市 245 箇所 ※横浜市 3271 箇所



### 事業の流れ



### 大規模盛土造成地マップ公表状況

	市区町村数	割合
全市区町村	1,741	100.0%
大規模盛土造成地の有無等について未公表	415	23.8%
大規模盛土造成地の有無等について公表	1,326	76.2%
大規模盛土造成地が存在しない旨の公表	689	—
大規模盛土造成地マップの公表	637	—
大規模盛土造成地の地盤調査等を未完了	604	—
大規模盛土造成地の地盤調査等を完了	33	—

国土交通省 2019年9月2日現在

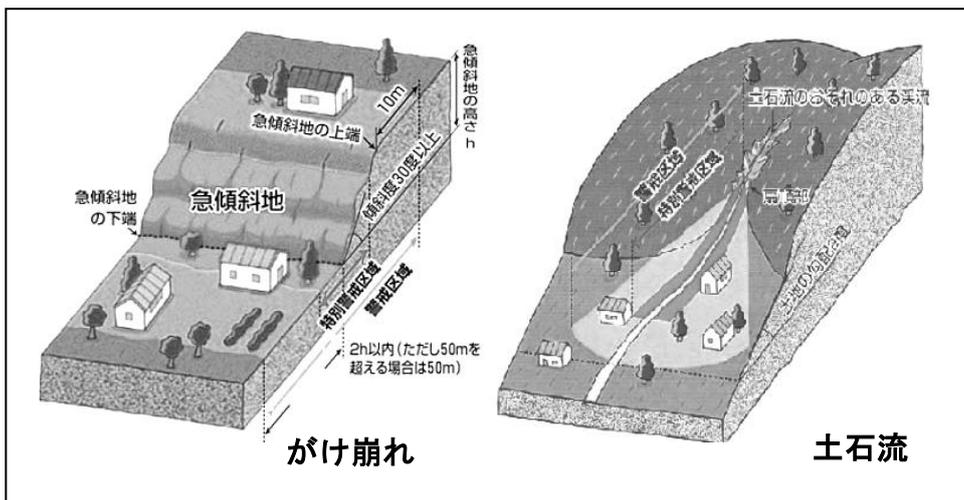
## 2 土砂災害防止法

- ・ 名称 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」
- ・ 施行 2001年4月1日 ※1999年広島災害
- ・ 土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転勧告等のソフト対策を推進する。
- ・ 主な制限

宅地建物取引重要事項説明書への記載義務

特別区域 特定開発行為に対する許可制・建築物の構造規制 ※警戒区域 私権制限なし

### 指定状況



北区	(10 地区 365 箇所)
左京区	(20 地区 600 箇所)
山科区	(8 地区 128 箇所)
右京区	(14 地区 1016 箇所)
西京区	(9 地区 166 箇所)
伏見区	(11 地区 216 箇所)
東山区	(8 地区 65 箇所)
※	上京区、中京区、下京区、南区はありません。

2017年3月31日現在

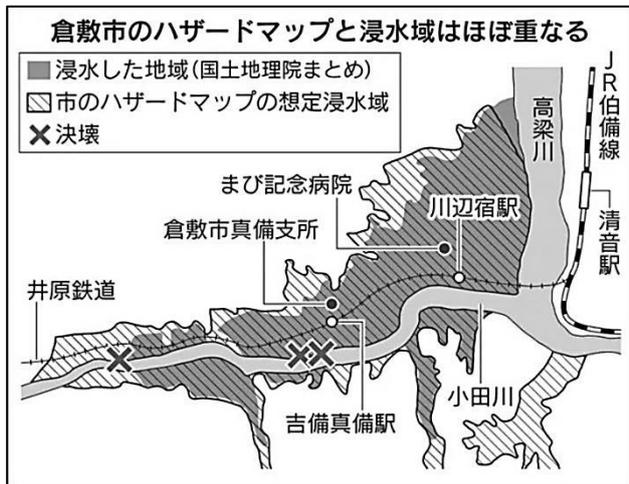
### 3 水害ハザードマップ

- ・ 京都市 2019年4月4日発表
- ・ 京都府作成 「千年に1度」豪雨想定、桂川や天神川の氾濫による家屋の倒壊や流失が予想される区域を明らかにした。「ハード対策で防ぎ切れないような大洪水も必ず発生するという意識を住民らと共有したい」（京都新聞）としている。
- ・ 水防法等の一部を改正する法律（施行日 平成29年6月）

京都市防災危機管理室 2018年5月発行



日本経済新聞 2018年7月11日



**凡例**

**洪水浸水想定区域**  
 想定される最大の浸水の深さ

5m以上	2階の屋根以上が浸水
3~5m未滿	2階の屋根まで浸水
0.5~3m未滿	2階の床下まで浸水
0.5m未滿	1階の床下まで浸水

**立退き避難が必要な区域**  
 (建物の倒壊が想定される区域)

堤防が削られて...  
 全ての建物の倒壊が想定される区域

水の流れによって...  
 木造の建物の倒壊が想定される区域

**土砂災害**

- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域

### 4 命を守ること

- ・ 阪神淡路大震災の死亡原因
  - 窒息・圧死 (83.3%) 焼死 (12.8%)
  - その他 (3.9%) ※平成7年 兵庫県監察医
- ・ カウンターを越えた防災行政を
- ・ 自主防災組織への支援強化

京都市自主防災組織推進要綱  
 第2条 省略

(1)省略

(2)消防署は、他の推進機関と連絡協調して、区内の自主防災組織の設置及び育成指導に関する推進計画を策定し、これを実施するものとする。

(3)区役所は、消防署と協同して自主防災組織の育成指導に当たるものとする。

京都市地域防災計画「資料編」2019年1月28日

# 5 黒潮町の取組み

## ○黒潮町

- ・ 人口 約 11,000 人 カツオの一本釣り（漁業の町）
- ・ 震災（2011年）で気仙沼市に職員派遣

## ○南海トラフ新想定

- ・ 震度 7 津波高さ 34.4m 発生後 2 分で第一波
- ・ 住民「避難しない（逃げない）」、「この町を出ていく」

## ○町長「国の想定を受けた今後の黒潮町の津波対策について」（平成 24 年 4 月 2 日）

## ○地域担当制

- ・ 全職員（保育士、学校用務員等）が防災業務に携わる
- ・ 地区の会合や活動をサポート、スタッフとして支援

## ○避難訓練

### (1) 災害ハザードを知る

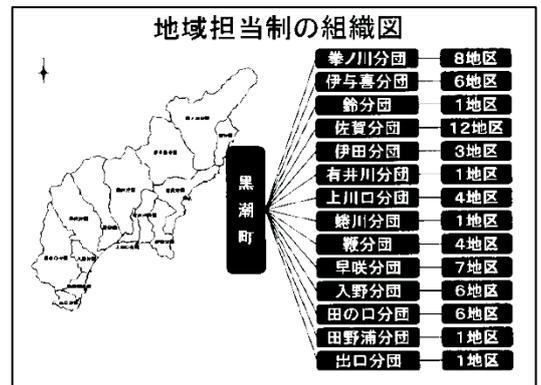
- ・ 全ての地区が 34m の津波ではない
- ・ スマホ避難訓練アプリを活用  
(地点ごとに浸水深、到達残り時間を表示)
- ・ 手ぶらで避難 タワーに各家庭避難物資を保管

### (2) 災害ハザード被害を減らす

- ・ 屋内避難訓練 寝室→玄関 「避難訓練カルテ」
- ・ 家具固定補助金 屋内避難訓練から家具固定へ

## ○その他

- ・ 庁舎移転 海拔 5m から 25m に移転
- ・ アレルギーのない缶詰づくり
- ・ 非常食を町がつくる。水産加工の町の強み



## 町長「国の想定を受けた今後の黒潮町の津波対策について」

(抜粋)

「どうしようもない」と対策を諦めたり、「生活ができる町でない」と、これまでやこれからの町の営みを否定するような考え、また、発言はその一切を禁止する。

今一度、住民の皆さまの命を守るという大原則に立ち返り、作業を粛々と進めていく所存である。

・・・こうしたことを踏まえ、今後の対応については、直接的な防災部門のみならず、すべての職場が関係し、すべての職員が当事者であることを理解し、相互の協力のもと、この課題に立ち向かうことの必要性を確認していただきたい。

黒潮町 平成 24 年 4 月 2 日

国が想定を受けた今後の黒潮町の津波対策について

町長

【国が想定した津波被害の概要について】

平成 24 年 3 月 26 日、国土交通省が発表した「南海トラフ地震想定と被害想定」に基づき、黒潮町を含む高知県内全域に津波が襲来する可能性が示されています。想定される津波の高さは、黒潮町でも最大 34.4m に達する見込みです。発生から約 2 分で第一波が到達する見込みです。

【町の現状と課題】

黒潮町は、漁業が中心産業であり、人口約 11,000 人、面積約 1,000 平方キロメートルの町です。町内には、多くの高齢者が住んでおり、避難行動が困難な方が多くいます。また、町内には、多くの古い家屋があり、津波被害に脆弱な建物が多いことが懸念されています。

【国の想定を受けた今後の黒潮町の津波対策について】

国が想定した津波被害を受け、黒潮町でも大きな被害が想定されています。町民の命と財産を守るため、町としてできる限りの対策を講ずることが求められています。町民の不安を解消し、町民の命を守るための対策を講ずることが、町としての責務です。

【町民へのメッセージ】

町民の命を守ることは、町としての最大の責務です。町民の命を守るためには、町民一人ひとりが、町民としての責務を自覚し、町民としての責務を果たすことが求められています。町民一人ひとりが、町民としての責務を果たすことが、町民の命を守るための唯一の道です。

【町民へのお願い】

町民一人ひとりが、町民としての責務を果たすことが、町民の命を守るための唯一の道です。町民一人ひとりが、町民としての責務を果たすことが、町民の命を守るための唯一の道です。